び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

七～十七　［略］

2　北関東防衛局、南関東防衛局及び九州防衛局の管理部は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第七号まで及び第九号から第十七号までに掲げる事務をつかさどる。

3　沖縄防衛局管理部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第七号まで及び第九号から第十七号までに掲げる事務並びに沖縄県の区域内における位置境界不明確地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号。以下「位置境界明確化法」という。）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関する事務をつかさどる。

（総務課の所掌事務）

第十条　［略］

2・3　［略］

4　沖縄防衛局の総務課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　第七条第一項第八号に掲げる事務（労務管理官の所掌に属するものを除く。）

三　［略］

（地方調整課の所掌事務）

第十五条　［略］

2　［略］

3　北関東防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　第七条第一項第八号に掲げる事務（総務部の所掌に属するものを除く。）

四　［略］

4　南関東防衛局及び九州防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　第七条第一項第八号に掲げる事務（南関東防衛局にあっては労務管理官の所掌に属するものを、九州防衛局にあっては総務部の所掌に属するものを除く。）

三　［略］

5　［略］

六～十六　［同上］

2　北関東防衛局、南関東防衛局及び九州防衛局の管理部は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第六号まで及び第八号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

3　沖縄防衛局管理部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第六号まで及び第八号から第十六号までに掲げる事務並びに沖縄県の区域内における位置境界不明確地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号。以下「位置境界明確化法」という。）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関する事務をつかさどる。

（総務課の所掌事務）

第十条　［同上］

2・3　［同上］

4　沖縄防衛局の総務課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　第七条第一項第七号に掲げる事務（労務管理官の所掌に属するものを除く。）

三　［同上］

（地方調整課の所掌事務）

第十五条　［同上］

2　［同上］

3　北関東防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　［同上］

三　第七条第一項第七号に掲げる事務（総務部の所掌に属するものを除く。）

四　［同上］

4　南関東防衛局及び九州防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　第七条第一項第七号に掲げる事務（南関東防衛局にあっては労務管理官の所掌に属するものを、九州防衛局にあっては総務部の所掌に属するものを除く。）

三　［同上］

5　［同上］

（業務課の所掌事務）

第二十一条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［略］

六　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

七～十　［略］

2　［略］

（業務課の所掌事務）

第三十三条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　第二十一条第一項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる事務

三～七　［略］

2・3　［略］

（総務課の所掌事務）

第五十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二　［略］

二十三　第十八条第一項各号、第十九条第一項各号並びに第二十一条第一項第二号、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

二十四～二十七　［略］

2～4　［略］

（施設企画課の所掌事務）

第五十四条　施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

（業務課の所掌事務）

第二十一条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［同上］［号を加える。］

六～九　［同上］

2　［同上］

（業務課の所掌事務）

第三十三条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　第二十一条第一項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事務

三～七　［同上］

2・3　［同上］

（総務課の所掌事務）

第五十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二　［同上］

二十三　第十八条第一項各号、第十九条第一項各号並びに第二十一条第一項第二号、第四号、第五号及び第七号に掲げる事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

二十四～二十七　［同上］

2～4　［同上］

（施設企画課の所掌事務）

第五十四条　施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］